

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県興行場法施行細則等の一部を改正する規則	1

 規 則

高知県興行場法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月11日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第41号

高知県興行場法施行細則等の一部を改正する規則

(高知県興行場法施行細則の一部改正)

第1条 高知県興行場法施行細則（昭和31年高知県規則第70号）

の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県興行場法施行条例（昭和59年高知県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、法及び興行場法施行規則（昭和23年厚生省令第29号）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第1号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「及び」を「又は」に、「所管する」を「管轄する」に改める。

第3条の見出しを「（興行場営業の許可申請書）」に改める。

第4条の見出し中「承継の届出」を「地位の承継の届出手続」に改め、同条中「よるものとする」を「よりしなければならない」に改める。

第5条の見出し中「承継の届出」を「地位の承継の届出手続」に改め、同条中「よるものとする」を「よりしなければならない」に改める。

第6条の見出し中「承継の届出」を「地位の承継の届出手続」に改め、同条中「よるものとする」を「よりしなければならない」に改める。

第7条中「届書」を「届出書」に改める。

第8条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第9条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「よるものとする」を「よりしなければならない」に改める。

第10条の見出し中「設置の届出」を「設置等の届出手続」に改め、同条中「よるものとする」を「よりしなければならない」に改める。

第11条の見出し中「管理者」を「営業管理者」に改め、同条中「営業管理者が」を「営業管理者は」に、「行う行為の制止は」を「行為の制止をするときは」に改め、「ものとする」を削り、同条第1号中「及びつば」を「又は唾」に、「はき散らせない」を「吐き散らせない」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名)
電話番号

興行場営業許可申請書

興行場法第2条第1項の興行場営業の許可を受けたいので、高知県興行場法施行条例第3条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 興行場の構造設備
 - (1) 敷地内の建物の配置図
 - (2) 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
 - (3) 正面図、側面図及び天井伏図
 - (4) 観覧席の断面図
 - (5) 構造設備の仕様書
- 4 興行場の入場者の定員
- 5 興行場の着工及び完成の期日並びに興行場営業の開始予定年月日
- 6 興行場営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無
有 ・ 無

(裏面)

- 注
- 1 構造設備の仕様書については、観覧席、喫煙所及び便所の構造及び設備並びに換気、暖房、冷房及び照明の設備等について記載してください。
 - 2 興行場の入場者の定員については、各階の観覧席別に記載してください。
 - 3 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書を添えてください。
 - 4 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書を添えてください。
 - 5 興行場の周囲200メートル以内の主要な地物を表示した見取図を添えてください。
 - 6 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写しを添えてください。
 - 7 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面を添えてください。
 - 8 申請者が興行場営業を譲り受けた者に該当する場合において、3欄に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、興行場営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、3欄に掲げる事項若しくは注1に掲げる事項の記載又は注5若しくは6に掲げる図面若しくは書面の提出を省略することができます。
 - 9 興行場の所在地を管轄する保健所長が必要であると認めるときは、他の書面又は図面の提出を求めることがあります。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

興行場営業（仮設）許可申請書

興行場法第2条第1項の興行場営業（仮設）の許可を受けたいので、高知県興行場法施行条例第3条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 興行場の設置の場所及び期間
- 2 興行の種別
- 3 興行場の構造設備
 - (1) 観覧席、喫煙所、便所、通路等を明らかにした各階の平面図
 - (2) 工作物を新たに設け、又は他の施設を一時利用するもの場合は、その構造設備の仕様の概要
- 4 興行場の入場者の定員
- 5 興行場営業（仮設）を譲り受けたことを証する書類の提出の有無
有 ・ 無

注 申請者が興行場営業（仮設）を譲り受けた者に該当する場合において、3欄に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、興行場営業（仮設）を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、3欄に掲げる事項の記載及びその関係書類の提出を省略することができます。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
生年月日 年 月 日
被相続人との続柄
電話番号

相続による興行場営業者地位承継届出書

興行場法第2条の2第1項の規定により相続による興行場営業者の地位の承継をいたしましたので、同条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 被相続人の住所及び氏名
- 4 相続開始年月日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により興行場営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

合併による興行場営業者地位承継届出書

興行場法第2条の2第1項の規定により合併による興行場営業者の地位の承継をしましたので、
同条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 合併により消滅した法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 4 合併年月日

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書を添えてください。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

分割による興行場営業者地位承継届出書

興行場法第2条の2第1項の規定により分割による興行場営業者の地位の承継をしましたので、
同条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 分割前の法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名
- 4 分割年月日

注 分割により興行場営業者の地位を承継した法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書を添えてください。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

興行場営業許可申請書等記載事項変更届出書

興行場営業許可申請書又は興行場営業者地位承継届出書に記載した事項について変更がありましたので、高知県興行場法施行細則第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 変更事項
- 4 変更内容（変更前及び変更後）
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

注 変更内容を確認することができる書類（構造設備の変更の場合は図面又は仕様書、住所の変更の場合は住民票の写しの謄本若しくは抄本又は住民票記載事項証明書、氏名の変更の場合は戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書、名称の変更の場合は定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書その他の書類）を添えて、変更があった日から10日以内に届け出てください。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

興行場営業廃止届出書

興行場営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止しましたので、高知県興行場法施行条例第5条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 停止又は廃止の年月日
- 4 停止の部分及び停止予定期間
- 5 全部若しくは一部の停止又は廃止の理由

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

興行場営業再開届出書

興行場営業を再開しますので、高知県興行場法施行条例第6条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 再開予定年月日
- 4 再開する部分

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

興行場営業管理者設置等届出書

高知県興行場法施行条例第8条第1項の規定により興行場の営業管理者を設置し、又は変更しましたので、同条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 興行場の名称及び所在地
- 2 興行の種別
- 3 営業管理者の住所、氏名及び生年月日
- 4 営業管理者の設置又は変更の年月日

注 営業管理者の変更の場合は、3欄は、変更前及び変更後の営業管理者について記入してください。

（高知県理容師法施行細則の一部改正）

第2条 高知県理容師法施行細則（平成5年高知県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県理容師法施行条例（平成12年高知県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）及び理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第1号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。第5条において「省令」という。）」を「省令」に、「所管する」を「管轄する」に改める。

第3条第1項中「所管する」を「管轄する」に改める。

第5条第12号中「第6条第3項に規定する」を「第6条第3項の」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

電話番号

理容所開設届出書

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び設備の概要	別添のとおり		
管理理容師	住所	氏名	生年月日	
			年 月 日	
	登録番号	登録年月日		
	第 号	年 月 日		
	資格認定講習会修了番号	資格認定講習会修了年月日	資格認定講習会受講都道府県名	
理容師	第 号	年 月 日	登録番号	登録年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
理容師でない従業者	氏名	氏名	氏名	
理容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その理容師の氏名及び疾病名				
同一の場所で現に美容所を開設している場合又は開設しようとする場合		名称	開設（予定）年月日	
			年 月 日	
理容所の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無			有 ・ 無	

(裏面)

- 注 1 「管理美容師」欄に記入した美容師については、「美容師」欄への記入は不要です。
- 2 「資格認定講習会」とは、美容師法第11条の4第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し
 - (3) 美容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図
 - (4) 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所を開設する場合は、管理美容師が美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類（管理美容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
 - (5) 美容師免許証の原本
 - (6) 美容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 4 開設者が美容所の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「美容所」の「構造及び設備の概要」欄、「管理美容師」欄、「美容師」欄、「美容師でない従業者」欄、「美容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その美容師の氏名及び疾病名に掲げる事項」欄又は「同一の場所で現に美容所を開設している場合又は開設しようとする場合」欄に掲げる事項
 - (2) 注3の(3)から(6)までに掲げる書類

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

理容所確認証再交付申請書

理容所確認証の再交付を受けたいので、高知県理容師法施行細則第3条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

理容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	理容所確認証番号	第	号
	理容所確認証交付年月日	年	月 日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失		

- 注 1 理容所確認証を破り、又は汚したときは、その理容所確認証を添えてください。
2 理容所確認証の再交付を受けた後に失った理容所確認証を発見したときは、その発見した理容所確認証を速やかに返納してください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

理容所開設届出事項変更届出書

理容所開設届出書による届出事項に変更が生じたので、理容師法第11条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	理容所確認証番号	第	号
	理容所確認証交付年月日	年	月 日
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

- 注 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。
(1) 理容所の構造又は設備に係る事項を変更した場合は、変更のあった部分を朱書で示した理容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図
(2) 管理理容師を設置し、又は変更した場合は、その管理理容師が理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会（理容師法第11条の4第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。）を修了したことを証する書類（管理理容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
(3) 理容師の新たな使用に係るものである場合は、その理容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書及び理容師免許証の原本
(4) 理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更である場合は、その理容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
(5) 開設者の住所を変更した場合は、住民票の写しの謄本若しくは抄本又は住民票記載事項証明書
(6) 開設者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
(7) 開設者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
(8) 開設者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
(9) 開設者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

電話番号

理容所廃止届出書

理容所を廃止しましたので、理容師法第11条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	理容所確認証番号	第	号	
	理容所確認証交付年月日	年	月	日
廃止年月日	年	月	日	

別記第7号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

第7号様式 (第5条関係)

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
生年月日 年 月 日
被相続人との続柄
電話番号

相続による理容所開設者地位承継届出書

相続により理容所の開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	理容所確認証番号	第	号
	理容所確認証交付年月日	年	月 日
被相続人	住所		
	氏名		
相続開始年月日		年	月 日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

第8号様式 (第5条関係)

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

合併による理容所開設者地位承継届出書

合併により理容所の開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	理容所確認証番号	第	号
	理容所確認証交付年月日	年	月 日
合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
合併年月日	年	月 日	

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えてください。

第9号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

分割による理容所開設者地位承継届出書

分割により理容所の開設者の地位を承継しましたので、理容師法第11条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	理容所確認証番号	第	号
	理容所確認証交付年月日	年	月 日
分割前の法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
分割年月日	年 月 日		

注 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添えてください。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
生年月日
電話番号

年 月 日

出張理容承認申請書

高知県理容師法施行条例第6条第1項第3号の規定に基づき出張理容を行いたいので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)	
理容師登録番号	第 号
理容師登録年月日	年 月 日
出張理容	期間
	回数
	場所
	対象人員
出張理容を行う理由	

注 理容師免許証の写しを添えてください。

（高知県美容師法施行細則の一部改正）

第3条 高知県美容師法施行細則（平成5年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、美容師法施行令（昭和32年政令第277号）及び美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第1号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。第5条において「省令」という。）」を「省令」に、「所管する」を「管轄する」に改める。

第3条第1項中「所管する」を「管轄する」に改める。

第5条第12号中「第6条第3項に規定する」を「第6条第3項の」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

美容所開設届出書

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び設備の概要	別添のとおり		
管理美容師	住所	氏名	生年月日	
			年 月 日	
	登録番号	登録年月日		
	第 号	年 月 日		
	資格認定講習会修了番号	資格認定講習会修了年月日	資格認定講習会受講都道府県名	
美容師	氏名	生年月日	登録番号	登録年月日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
		年 月 日	第 号	年 月 日
美容師でない従業者	氏名	氏名	氏名	
美容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その美容師の氏名及び疾病名				
同一の場所で現に理容所を開設している場合又は開設しようとする場合		名称	開設（予定）年月日	
			年 月 日	
美容所の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無			有 ・ 無	

(裏面)

- 注 1 「管理美容師」欄に記入した美容師については、「美容師」欄への記入は不要です。
- 2 「資格認定講習会」とは、美容師法第12条の3第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。
- 3 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 開設者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し
 - (3) 美容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図並びに所在地を明らかにした見取図
 - (4) 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所を開設する場合は、管理美容師が美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会を修了したことを証する書類（管理美容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
 - (5) 美容師免許証の原本
 - (6) 美容師全員に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 4 開設者が美容所の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「美容所」の「構造及び設備の概要」欄、「管理美容師」欄、「美容師」欄、「美容師でない従業者」欄、「美容師に、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その美容師の氏名及び疾病名に掲げる事項」欄又は「同一の場所で現に理容所を開設している場合又は開設しようとする場合」欄に掲げる事項
 - (2) 注3の(3)から(6)までに掲げる書類

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
及び代表者の職・氏名

電話番号

美容所確認証再交付申請書

美容所確認証の再交付を受けたいので、高知県美容師法施行細則第3条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

美容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	美容所確認証番号	第	号	
	美容所確認証交付年月日	年	月	日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失			

- 注 1 美容所確認証を破り、又は汚したときは、その美容所確認証を添えてください。
2 美容所確認証の再交付を受けた後に失った美容所確認証を発見したときは、その発見した美容所確認証を速やかに返納してください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

美容所開設届出事項変更届出書

美容所開設届出書による届出事項に変更が生じたので、美容師法第11条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	美容所確認証番号	第	号
	美容所確認証交付年月日	年	月 日
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

- 美容所の構造又は設備に係る事項を変更した場合は、変更のあった部分を朱書で示した美容所の構造及び設備の概要を明らかにした平面図
- 管理美容師を設置し、又は変更した場合は、その管理美容師が美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、資格認定講習会（美容師法第12条の3第2項の厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会をいいます。）を修了したことを証する書類（管理美容師資格認定講習会の修了証書の原本等）
- 美容師の新たな使用に係るものである場合は、その美容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書及び美容師免許証の原本
- 美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更である場合は、その美容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 開設者の住所を変更した場合は、住民票の写しの謄本若しくは抄本又は住民票記載事項証明書
- 開設者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
- 開設者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
- 開設者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 開設者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

開設者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

美容所廃止届出書

美容所を廃止しましたので、美容師法第11条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	美容所確認証番号	第	号
	美容所確認証交付年月日	年	月 日
廃止年月日	年 月 日		

別記第7号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号

住所

氏名

生年月日

年 月 日

被相続人との続柄

電話番号

相続による美容所開設者地位承継届出書

相続により美容所の開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	美容所確認証番号	第	号	
	美容所確認証交付年月日	年	月	日
被相続人	住所			
	氏名			
相続開始年月日		年	月	日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

第8号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

合併による美容所開設者地位承継届出書

合併により美容所の開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	美容所確認証番号	第	号
	美容所確認証交付年月日	年	月 日
合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
合併年月日	年 月 日		

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添えてください。

第9号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

分割による美容所開設者地位承継届出書

分割により美容所の開設者の地位を承継しましたので、美容師法第12条の2第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

美容所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	美容所確認証番号	第	号
	美容所確認証交付年月日	年	月 日
分割前の法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
分割年月日	年 月 日		

注 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添えてください。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第5条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

出張美容承認申請書

高知県美容師法施行条例第6条第1項第3号の規定に基づき出張美容を行いたいので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

本籍地都道府県名 (国籍)	
美容師登録番号	第 号
美容師登録年月日	年 月 日
出張美容	期間
	回数
	場所
	対象人員
出張美容を行う理由	

注 美容師免許証の写しを添えてください。

（高知県旅館業法施行細則の一部改正）

第4条 高知県旅館業法施行細則（平成5年高知県規則第21号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県旅館業法施行条例（平成5年高知県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第1号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。第6条において「省令」という。）」を「省令」に、「所管する」を「管轄する」に改める。

第4条中「合併若しくは分割の場合の地位の承継」を「営業者の地位の承継に係る法人の合併若しくは分割」に、「相続の場合の地位の承継」を「営業者の地位の承継に係る相続」に改める。

第6条第2号中「法人の合併の場合の地位の承継」を「営業者の地位の承継に係る法人の合併」に改め、同条第3号中「法人の分割の場合の地位の承継」を「営業者の地位の承継に係る法人の分割」に改め、同条第4号中「相続の場合の地位の承継」を「営業者の地位の承継に係る相続」に改め、同条第5号中「申請事項」を「省令第1条第1項、第2条第1項又は第3条第1項に規定する申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）」に改め、同条第6号中「営業」を「営業の全部若しくは一部」に改め、同条第7号中「第3条に規定する」を「第3条の」に改め、同条第8号から第10号までの規定中「第4条に規定する」を「第4条の」に改める。

別記第1号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

旅館業営業許可申請書

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	
	名称	
	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日
	営業開始予定年月日	年 月 日
営業の種別		旅館・ホテル ・ 簡易宿所 ・ 下宿
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等		
営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル
	建築面積	平方メートル
	建築延べ面積	平方メートル
	客室数	室
	宿泊定員	人
申請者が旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容		
旅館業営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無

（裏面）

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）又は申請者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面
 - (3) 位置図（営業施設の周囲おおむね200メートル以内の地域の状況を明らかにした図面で、営業施設の周囲おおむね100メートル以内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設がある場合は、その施設からの距離を詳細に記載してください。）
 - (4) 敷地内の建物の配置図
 - (5) 営業施設の平面図
 - (6) 構造設備の仕様書（別紙1及び別紙2による。）
 - (7) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
 - (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
 - (9) 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）
- 2 申請者が旅館業営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、旅館業営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「営業の種別」欄、「営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかの施設であるときは、その旨、営業期間等」欄又は「営業施設の構造設備の概要」欄に掲げる事項
 - (2) 注1の(3)から(6)までに掲げる書類

別紙 1

構造設備の仕様書

建築物は、							造 階建てであり、その構造設備は、次のとおりです。		
共用設備	区分	浴室		洗面設備	便器数		摘要		
	階別	男	女		男	女			
		㎡	㎡	個	個	個			
	寝具	人分							
	空調設備等								
備考									

別紙2

構造設備の仕様書（客室）

階別	部屋番号	寝台	床面積	定員	浴室	洗面所	便所	摘要
		有・無	m ²	人	有・無	有・無	有・無	
備考								

注 床面積は、睡眠、休憩等の用に宿泊者が利用することができる部分（客室に附属する浴室、便所、洗面所、板間、踏み等を含み、床の間、押入れ、共通の廊下その他これらに類する部分を除きます。）について、壁、柱等の内側の距離（いわゆる内法）を測定し、計算してください。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

旅館業営業者地位承継法人合併承認申請書

旅館業の営業者の地位を承継する法人の合併について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
合併により消滅する法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
合併後存続する法人又は合併により設立される法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
合併予定年月日	年 月 日		
申請者が旅館業法第3条第2項第7号又は第8号に該当することの有無及び該当するときは、その内容			

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 合併後存続する法人の定款若しくは寄附行為の写し若しくは登記事項証明書又は合併により設立される法人の定款若しくは寄附行為の写し
- 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面

第3号様式 (第6条関係)

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

旅館業営業者地位承継法人分割承認申請書

旅館業の営業者の地位を承継する法人の分割について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
分割前の法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
分割により地位を承継する法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
分割予定年月日	年 月 日		
申請者が旅館業法第3条第2項第7号又は第8号に該当することの有無及び該当するときは、その内容			

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 分割により地位を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 分割により地位を承継する法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面

第4号様式 (第6条関係)

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
生年月日 年 月 日
被相続人との続柄
電話番号

旅館業営業者地位承継相続承認申請書

旅館業の営業者の地位を承継する相続について承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業施設	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
被相続人	住所		
	氏名		
相続開始年月日	年 月 日		
申請者が旅館業法第3条第2項各号（第7号を除きます。）のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容			

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
 - 申請者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面
- 2 被相続人の死亡後60日以内に申請してください。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届出書

旅館業営業許可申請書又は営業者地位承継に係る承認申請書に記載した事項について変更がありましたので、旅館業法施行規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

営業施設	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	許可（承認）指令番号	第 号	
	許可（承認）指令年月日	年 月 日	
営業の種別	旅館・ホテル・簡易宿所・下宿		
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

- (1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類
 - ア 営業施設の平面図
 - イ 構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙1及び別紙2による。）
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
 - エ 消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）
 - (2) 営業者の住所を変更した場合は、住民票の写しの謄本若しくは抄本又は住民票記載事項証明書
 - (3) 営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書並びに営業者及び法定代理人が必要なときは、その法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員全員を含みます。）の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面
 - (4) 営業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
 - (5) 営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (6) 営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書並びに営業者である法人の業務を行う役員全員の住所、氏名（振り仮名を付けてください。）、生年月日及び性別を記載した書面
- 2 変更があった日から10日以内に届け出てください。

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)
及び代表者の職・氏名
電話番号

旅館業営業停止等届出書

旅館業営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止しましたので、旅館業法施行規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

営業施設	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	許可（承認）指令番号	第 号	
	許可（承認）指令年月日	年 月 日	
営業の種別	旅館・ホテル・簡易宿所・下宿		
営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の理由			
停止予定期間	年 月 日から		年 月 日まで
廃止年月日	年 月 日		

注 旅館業営業を停止し、又は廃止した日から10日以内に届け出てください。

別記第7号様式中「申請のあった」を「申請がありました」に、「許可する」を「許可します」に改める。

別記第8号様式から別記第10号様式までの規定中「申請のあった」を「申請がありました」に、「承認する」を「承認します」に改める。

(高知県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第5条 高知県クリーニング業法施行細則(平成7年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という。)を施行するため、法及び高知県クリーニング業法施行条例(平成12年高知県条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、法、クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)及びクリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。)、環境衛生監視員証を定める省令(昭和52年厚生省令第1号)並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「法及び」を「法又は」に、「クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号。第8条において「省令」という。)」を「省令」に、「所管する」を「管轄する」に改める。

第3条の見出し中「確認証」を「クリーニング所検査確認証」に改め、同条第1項中「所管する」を「管轄する」に改める。

第4条中「別表の」を「別表に定める」に改める。

第8条第1号及び第2号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第10号中「第3条に規定する」を「第3条の」に改め、同条第11号中「第8条第1項」を「第8条第1項及び省令第7条」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第8条関係)

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

本籍(都道府県名)

生年月日

年 月 日

クリーニング所開設届出書

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	営業形態	1 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うもの 2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うもの		
	クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物(指定洗濯物)の取扱いの有無	有 ・ 無		
	開設予定年月日	年 月 日		
	構造及び設備の概要	別紙のとおり		
他のクリーニング所の開設の有無		有 ・ 無	無店舗取次店の営業の有無	有 ・ 無
管 理 人	住所	郵便番号		本籍(都道府県名)
	氏名	電話番号		生年月日 年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 師	本籍(都道府県名)	住所	氏名	生年月日 年 月 日
従事者(クリーニング師を含みます。)数			人	
クリーニング所の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無				有 ・ 無

(裏面)

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 業者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) クリーニング所の平面図（機械及び器具の配置を記入したもの）及び排水設備の系統図
 - (3) クリーニング所の付近200メートル以内の見取図
 - (4) 他にクリーニング所を開設している場合は、そのクリーニング所ごとの所在地、名称、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
 - (5) 無店舗取次店を営業している場合は、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類
- 2 業者がクリーニング所の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「クリーニング所」の「営業形態」欄、「クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物（指定洗濯物）の取扱いの有無」欄若しくは「構造及び設備の概要」欄、「他のクリーニング所の開設の有無」欄、「無店舗取次店の営業の有無」欄、「クリーニング師」欄又は「従事者（クリーニング師を含みます。）数」欄に掲げる事項
- (2) 注1の(2)から(5)までに掲げる書類

別紙

構造及び設備の概要

1 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所の場合

面積	m ²						
洗い場の概要	洗濯機	台	脱水機	台	洗濯脱水機	台	
	ドライクリーニング機	溶剤名	購入年度	排液処理装置の有無	ガス回収装置の有無	能力	台数
			年	有・無	有・無	kg	台
				有・無	有・無		
				有・無	有・無		
	乾燥機	台	プレス機	台	換気方法	換気扇・窓	
	手指の洗浄設備又は消毒設備		洗浄設備・消毒設備				
	乾燥方法	物干し場（屋内・屋外）・乾燥機・乾燥室					
		溶剤回収装置の有無	有・無				
	床の構造	コンクリート・タイル・その他（ ）					
排水設備	下水道・浄化槽・その他（ ）						
洗剤等の保管方法							
洗濯物の保管	未処理	格納容器	個	集配容器	個		
	処理済	格納容器	個	集配容器	個		
指定洗濯物を取り扱う場合	洗濯物の消毒方法	1 消毒後洗濯・蒸気・熱湯・薬品・ガス 2 消毒効果を有する洗濯・熱湯・薬品					
	手指の洗浄設備	箇所		手指の消毒設備	箇所		
	専用の場所又は容器	場所	容器	専用の集配容器の有無	有・無		

2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所の場合

面積	m ²		他の施設との併設		有（業種： ） ・ 無	
洗濯物の保管	未処理	格納容器	個	集配容器	個	
	処理済	格納容器	個	集配容器	個	
手指の洗浄設備又は消毒設備	洗浄設備・消毒設備					
指定洗濯物を取り扱う場合	専用の場所		専用の容器	専用の集配容器の有無	有・無	

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
 及び代表者の職・氏名）
 電話番号
 本籍（都道府県名）
 生年月日 年 月 日

無店舗取次店営業届出書

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

無店舗取次店	名称	電話番号				
	業務用車両	自動車登録番号又は車両番号				
		保管場所				
		構造の概要	別添のとおり			
営業区域						
営業開始予定年月日	年 月 日					
クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物（指定洗濯物）の取扱いの有無	有 ・ 無					
クリーニング所の開設の有無	有 ・ 無	他の無店舗取次店の営業の有無		有 ・ 無		
クリーニング師	本籍（都道府県名）	住所	氏名	生年月日	登録番号	登録都道府県名
				年 月 日		
従事者（クリーニング師を含みます。）数	人					
無店舗取次店の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無	有 ・ 無					

（裏面）

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 営業者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 業務用車両の構造の概要を示す図面
 - (3) クリーニング所を開設している場合は、そのクリーニング所ごとの所在地、名称、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
 - (4) 他に無店舗取次店を営業している場合は、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類
- 2 営業者が無店舗取次店の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、当該営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「無店舗取次店」の「業務用車両」欄、「営業区域」欄若しくは「クリーニング業法施行規則第1条に規定する洗濯物（指定洗濯物）の取扱いの有無」欄、「クリーニング所の開設の有無」欄、「他の無店舗取次店の営業の有無」欄、「クリーニング師」欄又は「従事者（クリーニング師を含みます。）数」欄に掲げる事項
 - (2) 注1の(2)から(4)までに掲げる書類

別記第4号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名）

電話番号

クリーニング所検査確認証再交付申請書

クリーニング所検査確認証の再交付を受けたいので、高知県クリーニング業法施行細則第3条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号		
	名称	電話番号		
	クリーニング所検査確認証番号	第	号	
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月	日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失			

- 注 1 クリーニング所検査確認証を破り、又は汚したときは、そのクリーニング所検査確認証を添えてください。
- 2 クリーニング所検査確認証の再交付を受けた後に失ったクリーニング所検査確認証を発見したときは、その発見したクリーニング所検査確認証を速やかに返納してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号

クリーニング所開設等届出事項変更届出書

クリーニング所開設届出書又は無店舗取次店営業届出書の届出事項に変更が生じたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	クリーニング所検査確認証番号	第	号
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月 日
無 店 舗 取 次 店	名称	電話番号	
	業務用車両	自動車登録番号又は車両番号	
		保管場所	
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

- （1） クリーニング所の構造又は設備に係る事項を変更した場合は、変更前及び変更後の関係を明らかにしたクリーニング所の平面図（機械及び器具の配置を記入したもの）又は排水設備の系統図
- （2） 無店舗取次店の業務用車両を変更した場合は、変更後の業務用車両の構造の概要を示す図面
- （3） 営業者又は管理人の住所を変更した場合は、住民票の写しの謄本若しくは抄本又は住民票記載事項証明書
- （4） 営業者又は管理人の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
- （5） 営業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
- （6） 営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- （7） 営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号

クリーニング所等廃止届出書

クリーニング所又は無店舗取次店を廃止しましたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	クリーニング所検査確認証番号	第	号
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月 日
無 店 舗 取 次 店	名称	電話番号	
	業務用車両	自動車登録番号又は車両番号	
		保管場所	
廃止年月日	年 月 日		

注 クリーニング所を廃止した場合は、クリーニング所検査確認証を添えてください。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
住所
氏名
生年月日 年 月 日
被相続人との続柄
電話番号

相続による営業者地位承継届出書

相続によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

ク リ ー ン グ 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	クリーニング所検査確認証番号	第	号
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月 日
無 店 舗 取 次 店	名称	電話番号	
	業務用車両	自動車登録番号又は車両番号	
		保管場所	
被 相 続 人	住所		
	氏名		
相続開始年月日		年	月 日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 他にクリーニング所を開設している場合は、そのクリーニング所ごとの所在地、名称、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 他に無店舗取次店を営業している場合は、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

合併による営業者地位承継届出書

合併によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

ク リ ー ン グ 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	クリーニング所検査確認証番号	第	号
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月 日
無 店 舗 取 次 店	名称	電話番号	
	業務用車両	自動車登録番号又は車両番号	
		保管場所	
合 併 よ り 消 滅 し た 法 人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
合併年月日		年	月 日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 他にクリーニング所を開設している場合は、そのクリーニング所ごとの所在地、名称、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 他に無店舗取次店を営業している場合は、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

分割による営業者地位承継届出書

分割によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	クリーニング所検査確認証番号	第	号
	クリーニング所検査確認証交付年月日	年	月 日
無 店 舗 取 次 店	名称	電話番号	
	業 務 用 車 両	自動車登録番号又は車両番号	
		保管場所	
分 割 前 の 法 人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
分割年月日	年 月 日		

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 他にクリーニング所を開設している場合は、そのクリーニング所ごとの所在地、名称、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 他に無店舗取次店を営業している場合は、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第10号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

郵便番号

住所
ふりがな
氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

クリーニング師試験受験願書

年 月 日に行われるクリーニング師試験を受験したいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により関係書類を添えて提出します。

添付書類

- 履歴書
- 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者であることを証明する書類（氏名に変更があるときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があることを証明することができる書類）を含みます。）

別記第12号様式から別記第15号様式までを次のように改める。

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 本籍（都道府県名）

郵便番号

住所

ふりがな
氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

クリーニング師免許申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 クリーニング師の免許証への旧姓併記の希望の有無
有（旧姓： ） ・ 無
- 2 クリーニング師の免許証への通称名併記の希望の有無
有（通称名： ） ・ 無

注 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の受験願書の提出時から氏名又は本籍に変更があった場合は、戸籍の謄本又は抄本）。ただし、外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の受験願書の提出時から氏名に変更があった場合は、そのことを証明することができる書類）。
- (2) 業務を行おうとする場所（施設の所在地及び名称）を記載した書類
- (3) クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類

第13号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師の免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

免許証登録番号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日
申請理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失
申請理由の発生日	年 月 日
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無

- 注 1 クリーニング師の免許証を破り、又は汚したときは、その免許証を添えてください。
2 クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類を添えてください。
3 クリーニング師の免許証を破り、汚し、又は失った日から1月以内に申請してください。
4 クリーニング師の免許証の再交付を申請した後に失ったクリーニング師の免許証を発見したときは、その発見したクリーニング師の免許証を5日以内に返納してください。

第14号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

クリーニング師免許証訂正申請書

クリーニング師の本籍又は氏名を変更しましたので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により次のとおり関係書類を添えてクリーニング師の免許証の訂正を申請します。

免許証登録番号	第 号	
免許証登録年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
本籍（都道府県名）		
ふりがな 氏名		
変更年月日	年 月 日	
旧姓併記の希望の有無	有（旧姓： ） ・ 無	
通称名併記の希望の有無	有（通称名： ） ・ 無	

- 注 1 クリーニング師の免許証及び戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があったことを証明することができる書類）を添えてください。
2 クリーニング師の免許証への旧姓併記又は通称名併記を希望する場合は、旧姓又は通称名を確認することができる書類を添えてください。
3 変更があった日から10日以内に申請してください。

第15号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
クリーニング師との関係
電話番号

クリーニング師免許証返納届出書

クリーニング業法施行規則第10条の規定に基づき、次のとおりクリーニング師の免許証を返納します。

ク リ ー ニ ン グ 師	本籍（都道府県名）	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	生年月日	年 月 日
	免許証登録番号	第 号
	免許証登録年月日	年 月 日
返納の理由		
死亡又は失踪宣告の年月日		年 月 日

- 注 1 クリーニング師の免許証を添えてください。
- 2 クリーニング師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者が、戸籍の謄本又は抄本を添えて、1月以内に届け出てください。

（高知県公衆浴場法施行細則の一部改正）

第6条 高知県公衆浴場法施行細則（平成7年高知県規則第126号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、法及び公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第1号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。第7条において「省令」という。）」を「省令」に改める。

第7条第1号中「第1条の」を「第1条に規定する」に改め、同条第2号中「営業許可書」を「営業の許可書」に改め、同条第5号中「第2条第1項の」を「第2条第1項に規定する」に改め、同条第6号中「第3条第1項の」を「第3条第1項に規定する」に改め、同条第7号中「第3条の2第1項の」を「第3条の2第1項に規定する」に改め、同条第10号中「第1条の」を「第1条に規定する」に、「第3条の2第1項の」を「第3条の2第1項に規定する」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日

年 月 日

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

公衆浴場	所在地	郵便番号
	名称	電話番号
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）
	営業施設の構造設備	別紙2による。
	営業開始予定年月日	年 月 日
公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類の提出の有無		有 ・ 無

（裏面）

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
 - (3) 営業施設の構造設備の平面図
 - (4) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類
 - (5) その他の公衆浴場の場合は、位置図
 - (6) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し
 - (7) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙1によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面
 - (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し
 - (9) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 3 申請者が公衆浴場の営業を譲り受けた場合において、(1)に掲げる事項の記載内容に変更がないときは、公衆浴場の営業を譲り受けたことを証する書類を提出することにより、変更がない事項の記載及び当該事項に係る(2)に掲げる書類の添付を省略することができます。
- (1) 「公衆浴場」の「種類」欄又は「営業施設の構造設備」欄に掲げる事項
 - (2) 注1の(2)から(8)までに掲げる書類

別紙1

含有物質又は医薬品等の名称等

名称		効能	
成分		禁忌症	
用法		入浴方法	
用量		入浴上の注意	

注 公の機関が発行したその含有物質の分析表若しくはその成分に関する証明書又はその医薬品等の製造元を明らかにした書類を添えてください。

別紙2

営業施設の構造設備の仕様書

		男性		女性		
浴室	床の材質					
	洗い場の面積		m ²		m ²	
	浴槽の面積	箇所 m ²		箇所 m ²		
	開閉式の窓	有 (箇所) ・ 無		有 (箇所) ・ 無		
	換気設備	有 ・ 無		有 ・ 無		
	給水栓	間隔	cm 個	間隔	cm 個	
	浴場栓	間隔	cm 個	間隔	cm 個	
脱衣室	照明設備	W× 個		W× 個		
	床の面積		m ²		m ²	
	開閉式の窓	箇所 m ²		箇所 m ²		
	換気設備	有 ・ 無		有 ・ 無		
	衣類その他の保管設備	ロッカー	人分 棚 人	ロッカー	人分 棚 人	
照明設備	W× 個		W× 個			
サウナ室	床の面積		m ²		m ²	
	材質	天井				
		内壁				
		床				
	温度計等	温度計 ・ 温度調節装置		温度計 ・ 温度調節装置		
	内部を見通す窓	有 ・ 無		有 ・ 無		
	屋外の浴槽の面積	箇所 m ²		箇所 m ²		
	下足場の照明	W× 個		W× 個		
	便所	大 個	小 個 兼 個	大 個	小 個 兼 個	
	休憩室の面積	m ²		m ²		
	使用水	水道水 ・ 井戸水 ・ 温泉		水道水 ・ 井戸水 ・ 温泉		
	循環ろ過機	型式	馬力 m ³ /h	型式	馬力 m ³ /h	
	滅菌器	有 ・ 無		有 ・ 無		

別記第2号様式中「申請のあった」を「申請がありました」に、「許可する」を「許可します」に改める。
別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名)

電話番号

生年月日

年 月 日

公衆浴場設置場所認定申請書

高知県公衆浴場法施行条例第4条第1項の規定により公衆浴場の設置の場所について認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

公衆浴場を設置しようとする場所	地番		
	地目		
	敷地面積	平方メートル	
最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離	名称		
	距離	メートル	
1日当たりの予定入浴者数	人		
公衆浴場の設置工事の着工及び完成の予定年月日	着工予定年月日	年	月 日
	完成予定年月日	年	月 日

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書
- 公衆浴場を設置しようとする場所の周囲300メートル以内の見取図

別記第4号様式中「申請のあった」を「申請がありました」に、「認定する」を「認定します」に改める。

別記第5号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号

住所

氏名

生年月日

年 月 日

被相続人との続柄

電話番号

相続による公衆浴場営業者地位承継届

相続により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
被相続人	住所		
	氏名		
相続開始年月日		年	月 日

注 1 次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により公衆浴場の営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

合併による公衆浴場営業者地位承継届

合併により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
合併年月日	年	月 日	

- 注 1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書を添えてください。
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号

分割による公衆浴場営業者地位承継届

分割により公衆浴場の営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場法第2条の3第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
分割前の法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
分割年月日	年	月 日	

- 注 1 分割により公衆浴場の営業者の地位を承継した法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書を添えてください。
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号
 生年月日 年 月 日

公衆浴場患者入浴許可申請書

公衆浴場法第4条ただし書の規定により公衆浴場において患者を入浴させるための許可を受けた
 いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
湯の種類			

- 注 1 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 公衆浴場法第4条に規定する患者を入浴させるための施設の構造設備を明らかにした
 図面
 - (2) 温泉を使用する公衆浴場の場合は、公衆浴場法施行規則第5条第1号に規定する伝染
 性の疾病に対して療養効果があることを証明する書類
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ラ
 ンド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

別記第9号様式中「申請のあった」を「申請がありました」
 に、「許可する」を「許可します」に改める。
 別記第10号様式から別記第14号様式までを次のように改める。

第10号様式 (第7条関係)

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名)
電話番号
生年月日 年 月 日

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業者地位承継届に記載した事項について変更がありましたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ()	
	営業許可番号	第 号	
	営業許可年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

- 注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。
- (1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類
 - ア 営業施設の構造設備の平面図
 - イ 営業施設の構造設備の仕様書 (別記第1号様式別紙2による。)
 - ウ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
 - エ 蒸気又は熱気を使用する場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面 (消防法令適合通知書の写し)
 - (2) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面 (別記第1号様式別紙1による。)
 - (3) 営業者の住所を変更した場合は、住民票の写しの謄本若しくは抄本又は住民票記載事項証明書
 - (4) 営業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
 - (5) 営業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
 - (6) 営業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (7) 営業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 3 変更があった日から10日以内に届け出てください。

第11号様式 (第7条関係)

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
住所
氏名
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の職・氏名)
電話番号
生年月日 年 月 日

公衆浴場営業停止等届

公衆浴場の営業の全部又は一部を停止し、又は廃止しましたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により次のとおり届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ()	
	営業許可番号	第 号	
	営業許可年月日	年 月 日	
営業の一部を停止し、又は廃止した部分			
営業の全部又は一部の停止又は廃止の理由			
停止予定期間	年 月 日から		年 月 日まで
廃止年月日	年 月 日		

- 注 1 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 2 営業を停止し、又は廃止した日から10日以内に届け出てください。

第12号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号
 生年月日 年 月 日

公衆浴場営業再開届

停止していた公衆浴場の営業を再開しましたので、高知県公衆浴場法施行条例第11条の規定により次のとおり届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
営業の一部を停止していた部分			
再開年月日	年	月 日	

- 注 1 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
- 2 営業を再開した日から10日以内に届け出てください。

第13号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号
 生年月日 年 月 日

公衆浴場管理者設置届

高知県公衆浴場法施行条例第12条第1項の規定により公衆浴場に管理者を設置しましたので、次のとおり届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
管理者	住所		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
設置年月日	年	月 日	

- 注 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

第14号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 郵便番号
 住所
 氏名
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称）
 及び代表者の職・氏名
 電話番号
 生年月日 年 月 日

公衆浴場管理者変更届

公衆浴場の管理者を変更しましたので、高知県公衆浴場法施行条例第12条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場（ ）	
	営業許可番号	第	号
	営業許可年月日	年	月 日
変更前の管理者	住所		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
変更後の管理者	住所		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
変更年月日	年	月 日	

注 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（高知県興行場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第1条の規定による改正前の高知県興行場法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県興行場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
（高知県理容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第2条の規定による改正前の高知県理容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県理容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
（高知県美容師法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第3条の規定による改正前の高知県美容師法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県美容師法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
（高知県旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第4条の規定による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
（高知県クリーニング業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第5条の規定による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
（高知県公衆浴場法施行細則の一部改正に伴う経過措置）
- 第6条の規定による改正前の高知県公衆浴場法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。